

第41回大阪市廃棄物減量等推進審議会 次第

日 時：平成20年7月18日（金）

午後2時から

場 所：大阪キャッスルホテル6階

おしどり
鴛鴦の間

- 1 開 会
- 2 新任委員紹介
- 3 副市長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について(諮問)
- 5 閉会

大阪市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）第33条の2第6号の規定に基づき、大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下『審議会』という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成7年8月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大阪市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿（平成20年7月10日現在）

《審議会委員》15名

役職	氏名	職名
副会長	藤田 正憲	大阪大学名誉教授、高知工業高等専門学校長
委員	池田 直樹	弁護士
委員	大橋 明美	大阪府生活協同組合連合会
委員	小川 次郎	社団法人大阪建設業協会・環境委員会幹事
委員	小畑 嘉雄	大阪地方自治研究センター研究員
委員	竹内 憲司	神戸大学大学院経済学研究科准教授
委員	武智 虎義	大阪市地域振興会副会長
委員	花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
委員	原田 智代	特定非営利活動法人ごみゼロネット大阪理事、 せいわエコクラブ代表サポーター
委員	福岡 雅子	大阪工業大学工学部環境工学科准教授
委員	松本 清一	大阪商工会議所
委員	宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部参与
委員	村田 哲夫	大阪学院大学法科大学院教授
委員	山際 直人	大阪百貨店協会
委員	吉田 静子	大阪市地域女性団体協議会会計

※会長は平成20年7月18日の本審議会において決定される予定である。

大環境企第 266 号

平成 20 年 7 月 18 日

大阪市廃棄物減量等推進審議会

会 長 藤田 正憲 様

大阪市長 平松 邦夫



「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について(諮問)

標題について、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第 33 条の 2 第 2 項に基づき、貴審議会に調査・審議を求めます。

(説明)

大阪市では、市民が安全・快適で健康に生活できる都市環境の確保を図るため、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、自動車公害対策などの環境保全・環境創造に取り組むとともに、まちの環境美化やごみ減量・リサイクルの取組みなど、種々の環境施策を推進しております。

こうした状況の中、ごみ減量・リサイクルの推進に関しては、平成18年2月に改定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者と連携・協働した3Rの取組み、とりわけ優先課題とされる2R(発生抑制・再使用)の取組みを「上流対策」として積極的に推進することとし、ごみ減量・リサイクル施策の進展に努めております。

しかしながら、本市で発生するごみの約6割を占める事業系ごみについては、家庭系ごみと比較して減量・リサイクルが進んでおらないため、事業系ごみの減量・リサイクルの推進が当面の重要な課題となっており、過日、貴審議会からいただいた答申を元に、施策の検討を進めております。

また、一方で、地球温暖化など地球環境問題への関心が高まり、「持続可能な循環型社会」形成へ向けた取組みの強化が求められる中、ごみ減量・リサイクル行動の促進策のひとつとして、排出事業者に経済的負担を求めることによるごみの発生抑制、あるいはごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む個人・団体への支援といった両側面の施策展開が可能な経済的手法の活用についても早急に検討する必要があると考えております。

つきましては、こうした状況を踏まえ、一般廃棄物処理手数料の体系や資源集団回収団体に対する支援のあり方など、「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について、幅広い観点から調査・検討を行うため、貴審議会に諮問します。